

南部水道企業団水道事業給水条例

(加入金)

第28条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増径する場合に限る。以下同じ。)の申請を行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額をその申請の際に納付しなければならない。

平成26年4月1日施行

メーター口径	加入金額 (1給水装置につき)	消費税	合計
13 ミリメートル	17,000円	1,360円	18,360円
20 ミリメートル	40,000円	3,200円	43,200円
25 ミリメートル	62,000円	4,960円	66,960円
40 ミリメートル	209,000円	16,720円	225,720円
50 ミリメートル	411,000円	32,880円	443,880円
75 ミリメートル	996,000円	79,680円	1,075,680円
100 ミリメートル	1,234,000円	98,720円	1,332,720円
150 ミリメートル	2,776,000円	222,080円	2,998,080円
200 ミリメートル	4,936,000円	394,880円	5,330,880円

(手数料)

第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

	項目	手数料額
(1)	指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき 13,000円
(2)	指定給水装置工事事業者証再発行手数料	1,000円
(3)	設計審査手数料	600円
(4)	工事検査手数料	1,000円

※設計審査・工事検査手数料は、口径にかかわらず一律となります。